

鈴鹿市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月20日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第3号

鈴鹿市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則
鈴鹿市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（平成29年鈴鹿市規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(立入調査の<u>報告等</u>)</p> <p>第2条 <u>法第9条第2項の規定による報告の徴収は、空家等に係る事項に関する報告徴収書（第1号様式）により行うものとする。</u></p> <p><u>2</u> <u>法第9条第2項の規定による報告は、空家等に係る事項に関する報告書（第1号の2様式）により行うものとする。</u></p> <p><u>3</u> 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査通知書（<u>第1号の3様式</u>）により行うものとする。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>(助言又は指導)</p> <p>第3条 <u>法第22条第1項の助言又は指導は、口頭又は指導書（第3号様式）により行うものとする。</u></p> <p>(勧告)</p> <p>第4条 <u>法第22条第2項の規定による勧告</u></p>	<p>(立入調査の<u>通知等</u>)</p> <p>第2条</p> <p>法第9条第3項の規定による通知は、立入調査通知書（<u>第1号様式</u>）により行うものとする。</p> <p><u>2</u> 略</p> <p>(助言又は指導)</p> <p>第3条 <u>法第14条第1項の助言又は指導は、口頭又は指導書（第3号様式）により行うものとする。</u></p> <p>(勧告)</p> <p>第4条 <u>法第14条第2項の規定による勧告</u></p>

は、勧告書（第4号様式）により行うものとする。

（命令等）

第5条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書（第5号様式）により行うものとする。

2 法第22条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書（第6号様式）によるものとする。

3 法第22条第4項の代理人は、委任状を市長に提出しなければならない。

（意見の聴取の請求等）

第6条 法第22条第5項の規定による意見の聴取の請求は、意見の聴取請求書（第7号様式）により行うものとする。

2 法第22条第6項の代理人は、意見の聴取の開始前までに委任状を市長に提出しなければならない。

3 法第22条第7項の規定による通知は、意見の聴取通知書（第8号様式）により行うものとする。

（意見の聴取の延期等）

第11条 略

2 略

3 市長は、災害その他やむを得ない事由により、法第22条第7項の規定により通知し、及び公告した期日又は場所において意見の聴取を行うことができないときは、当該期日を延期し、又は当該場所を変更することができる。

は、勧告書（第4号様式）により行うものとする。

（命令等）

第5条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（第5号様式）により行うものとする。

2 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書（第6号様式）によるものとする。

3 法第14条第4項の代理人は、委任状を市長に提出しなければならない。

（意見の聴取の請求等）

第6条 法第14条第5項の規定による意見の聴取の請求は、意見の聴取請求書（第7号様式）により行うものとする。

2 法第14条第6項の代理人は、意見の聴取の開始前までに委任状を市長に提出しなければならない。

3 法第14条第7項の規定による通知は、意見の聴取通知書（第8号様式）により行うものとする。

（意見の聴取の延期等）

第11条 略

2 略

3 市長は、災害その他やむを得ない事由により、法第14条第7項の規定により通知し、及び公告した期日又は場所において意見の聴取を行うことができないときは、当該期日を延期し、又は当該場所を変更することができる。

<p>4 略</p> <p>(代執行)</p> <p>第15条 法第22条第9項の規定による代執行をする場合における行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の文書は、戒告書（第11号様式）によるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(標識)</p> <p>第16条 法第22条第13項の標識は、標識（第14号様式）によるものとする。</p>	<p>4 略</p> <p>(代執行)</p> <p>第15条 法第14条第9項の規定による代執行をする場合における行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の文書は、戒告書（第11号様式）によるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(標識)</p> <p>第16条 法第14条第11項の標識は、標識（第14号様式）によるものとする。</p>
---	---

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

（表）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたの所有（管理）する次の空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、法第9条第2項の規定に基づき当該空家等に関する事項について次のとおり報告を求めます。

- 1 対象となる空家等
所在地
用途
所有者（管理者）の住所及び氏名
- 2 報告を求める内容
- 3 報告の提出先
- 4 報告徴収の責任者
- 5 報告の期限

備考

- 1 上記5の期限までに上記3の提出先まで報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられます。
- 2 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合は、法第22条第1項から第3項までの規定に基づき、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言、指導、勧告又は命令を行うことがあります。

(裏)

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は、鈴鹿市長となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

第1号様式の次に次の2様式を加える。

第1号の2様式（第2条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

報告者 住所
氏名
電話番号

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、 年 月 日付け鈴 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、次のとおり報告します。

- 1 対象となる空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 報告事項
- 3 添付書類

備考

上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられます。

第1号の3様式（第2条関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

立入調査通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、あなたが所有（管理）する空家等の立入調査を次のとおり行いますので、同条第3項の規定により通知します。

- 1 対象となる空家等の所在地
- 2 立入調査の期日
- 3 立入調査の趣旨及び内容
- 4 立入調査職員の所属及び連絡先

備考

この立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられます。

第2号様式から第8号様式までを次のように改める。

第2号様式（第2条関係）

（表）

		第	号
	立入調査員証		
	所属		
	職名		
	氏名		
	生年月日	年	月 日
	上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年	月	日交付（	年 月 日まで有効）
	鈴鹿市長		印

（85mm×55mm）

(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

（立入調査等）

第9条 略

- 2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（注意）この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

指導書

あなたが所有（管理）する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められました。

つきましては、次のとおり周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第1項の規定に基づき指導をします。

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者（管理者）の住所及び氏名
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由
- 4 指導の責任者及び連絡先

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅延なく上記4に示す者に報告すること。
- 2 上記2に示す措置をとらなかった場合、法第22条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について当該特例の対象から除外されることとなります。

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

勧告書

あなたが所有（管理）する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきましたが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、次のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第2項の規定に基づき勧告します。

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者（管理者）の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者及び連絡先
- 5 措置の期限

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅延なく上記4に示す者に報告すること。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合、法第22条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、この勧告により、当該敷地について当該特例の対象から除外されることとなります。
- 4 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

第5号様式（第5条関係）

（表）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

命令書

あなたが所有（管理）する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け鈴 第 号により、法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、

{ ・当該通知に示した提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした
・提出された意見書等（意見の聴取）により審査した結果、当該措置をとることが適当と認めます }

ので、次のとおり措置をとることを命令します。

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者（管理者）の住所及び氏名

2 命ずる措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者及び連絡先

5 措置の期限

(裏)

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅延なく上記4に示す者に報告すること。
- 2 この命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- 4 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市長となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

命令に係る事前の通知書

あなたが所有（管理）する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、
年 月 日付け鈴 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定に基づき、次のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、この通知の交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者（管理者）の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅延なく上記4に示す者に報告すること。
- 2 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

第7条様式（第6条関係）

意見の聴取請求書

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

請求者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

電話番号

年 月 日付け鈴 第 号で通知のありました措置命令について、次の理由により、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第5項の規定に基づき、意見の聴取を行うことを請求します。

（請求の理由）

第8号様式（第6条関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

意見の聴取通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第7項の規定に基づき、次のとおり意見の聴取を行いますので、出席されるよう通知します。

意見の聴取日時	年 月 日 時 分
意見の聴取場所	
意見の聴取事項	
備 考	
<p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none">1 出席の際は、この通知書を持参してください。2 意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。3 この通知の受取人が、出席することができないときは、あらかじめその委任状を市長に提出し、代理人を出席させることができます。4 この通知の受取人が、正当な理由なくして出席しないときは、改めて意見の聴取の機会を与えることなく、意見の聴取を終結することがあります。	

第11号様式から第14号様式までを次のように改める。

第 1 1 号様式（第 1 5 条関係）

（表）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

戒告書

あなたに対し 年 月 日付け鈴 第 号によりあなたが所有（管理）する次の特定空家等に関し措置をとるよう命じました。この命令を期限までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 2 2 条第 9 項の規定に基づき、当該特定空家等に関する措置を代執行しますので、行政代執行法第 3 条第 1 項の規定により戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 2 条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材等について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者（管理者）の住所及び氏名
- 2 戒告する措置の内容
- 3 措置の期限

(裏)

備考

災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市長となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

第12号様式（第15条関係）

（表）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

代執行令書

年 月 日付け鈴 第 号によりあなたが所有（管理）する次の特定空家等に関し 年 月 日までに措置をとるよう戒告しましたが、指定の期限までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定に基づき、次のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第2条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材等について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

- 1 対象となる特定空家等
- 2 代執行の内容
- 3 代執行の時期
- 4 執行責任者
- 5 代執行に要する費用の概算見積額

(裏)

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市長となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

第 1 3 号様式（第 1 5 条関係）

（表）

第	号					
執行責任者証						
所属						
職名						
上記の者は、次の行政代執行の執行責任者であることを証明する。						
年	月	日交付				
鈴鹿市長		印				
1 代執行をなすべき事項						
代執行令書（		年	月	日付け鈴	第	号）記載の
特定空家等に関する措置						
（1）所在地						
（2）代執行の内容						
2 代執行をなすべき時期						
年	月	日から	年	月	日までの間	

（85mm×55mm）

(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第22条 略

2～8 略

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～17 略

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第14号様式（第16条関係）

標識

次の特定空家等の所有者（管理者）は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、
年 月 日付け
第 号により命ぜられています。

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
- 2 命じた措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者及び連絡先
- 5 措置の期限

附 則

この規則は、公布の日から施行する。